



2025年3月13日

各位

上場会社名 ニッパツ（日本発条株式会社）
代表者名 代表取締役社長 上村 和久
（コード番号：5991 東証プライム市場）
問合せ先 企画管理本部 I R・広報部部长 橘 和子
TEL 045-786-7513

株式報酬制度の一部改定および「役員報酬に係る基本方針」制定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催の第102期定時株主総会においてご承認いただき導入しております株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「現行BBT制度」といいます。）について、現行BBT制度の一部を改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本制度の導入は、2025年6月25日開催予定の第105期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議する予定であり、本株主総会において取締役報酬（社外取締役を除きます。）に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件としております。詳細につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

なお、本制度導入に関しまして、当社役員等に係る報酬の考え方を示した「役員報酬に係る基本方針」を別紙のとおり、制定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 改定の背景及び目的

当社取締役会は、現行BBT制度の一部を改定し、取締役（社外取締役を除きます。）に加え、執行役員（以下、取締役と併せて「取締役等」といいます。）を対象者にするとともに、現行BBT制度を本制度へ改定することを決議しました。これは、取締役等の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

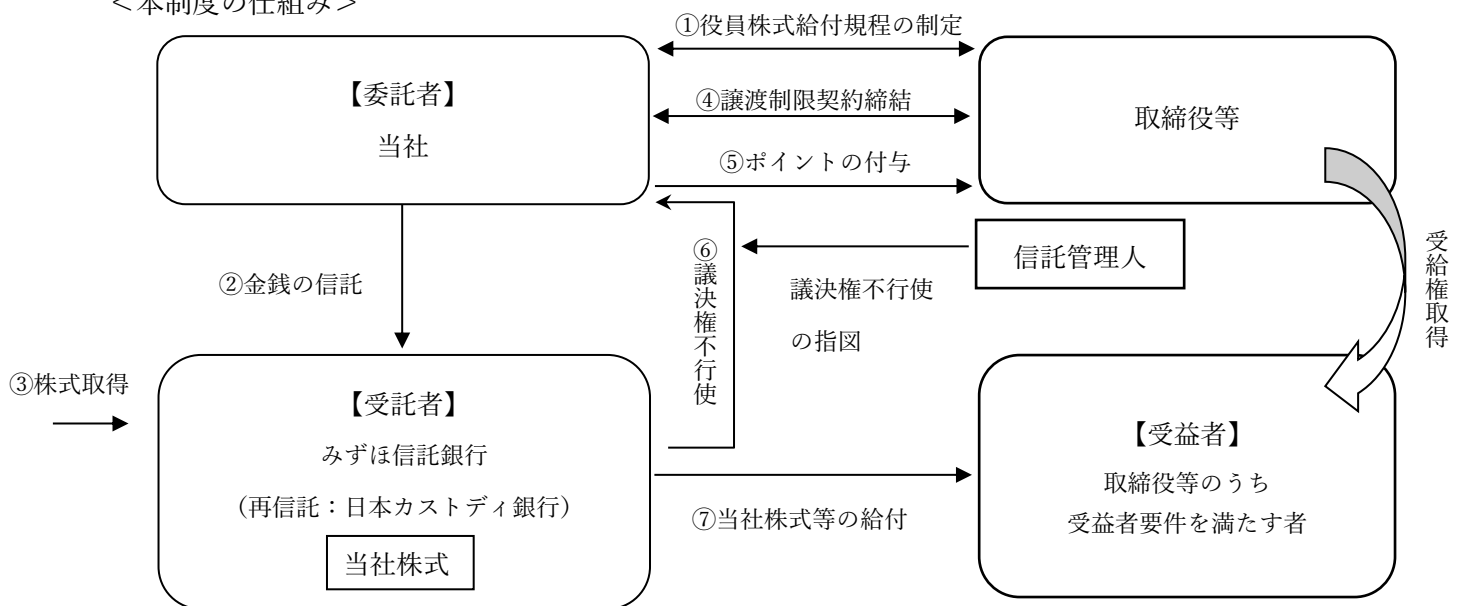
また、本制度の導入にあたっては、既存の株式報酬割合の増加を通じた、各報酬項目間のバランスの適正化を企図しております。

なお、本改定にかかわらず、2025年6月末までに取締役に付与されたポイントに基づく当社株式の給付は、従前通り、原則として退任時に行うことといたします

2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、現行 BBT 制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

役員報酬に係る基本方針

1. 概要

報酬等の内容の決定については、当社のグループガバナンスの強化と中長期的な企業価値の向上を実現するための手段として位置付け、以下の基本方針を定めています。

<取締役（社外取締役を除く）>

- ・ 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する報酬制度とします。
- ・ 優れた経営人材を惹きつけ、確保し続けられる競争力のある報酬水準とします。
- ・ 取締役の役割と責任の大きさおよび業績貢献に応じたものとします。
- ・ 株主の皆様との価値共有に資する報酬構成割合とします。

<社外取締役>

- ・ 独立かつ客観的な立場から、当社および当社グループの経営を監督するという立場から、固定報酬のみとします。

<監査役>

- ・ 客観的立場から取締役の職務の遂行を監査する役割を担うことから、固定報酬のみとします。

2. 報酬構成と支給割合等

当社の役員報酬は、基本報酬としての固定報酬、短期の業績連動報酬としての業績連動報酬、中長期の業績インセンティブとしての株式報酬の3つにより構成されます。報酬構成とその目安とする割合等の概要は、下表のとおりです。

役員報酬の種類と対象等

報酬の種類		概要	支給対象		
			取締役（除く社外取締役）		社外取締役および 監査役
			該当有無	目安とする割合	
金 銭 報 酬	固定報酬	・ 役位、役職にもとづく定額報酬	○	40-60%	○
	業績連動報酬 （賞与）	・ 年度の業績および将来の成長に向けた取り組みを 動機付ける業績連動型報酬（賞与） ・ 連結経常利益の水準等を指標とした一定の算定式 に従い、事業年度終了後に一括支給	○	20-30%	-
非 金 銭 報 酬	株式報酬	・ 中長期的な企業価値向上を動機付ける株式報酬制 度として、株式給付信託制度の仕組みを活用した 株式報酬制度 ・ 前年度の役位役職にもとづいて支給されるポイント に応じて譲渡制限付き株式を交付	○	20-30%	-

注1) 当社の取締役の報酬額は、2024年6月25日開催の第104期定時株主総会において、基本報酬と業績連動報酬の総額を年額600百万円以内（うち、社外取締役分は年額100百万円以内）とすることにつき決議されております。

注2) 当社の監査役の報酬額は、2024年6月25日開催の第104期定時株主総会において、年額120百万円以内とすることにつき決議されております。

3. 役員報酬決定のプロセス

取締役の報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により、決定しております。

取締役会で報酬等を決議する際には、取締役会の諮問機関として過半数が社外役員で構成される任意の指名報酬委員会にて内容を検討し、必要に応じて外部報酬データを参照し、透明性・客観性を高めるなど、公正なプロセスを確保しております。

4. 個人別報酬等の決定方法

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、任意の指名報酬委員会での答申結果を踏まえた代表取締役による協議にその具体的内容の決定についての委任を行うものとしています。

以上